様式第２４号（第３条・第７条関係）

香美市告示第　203　号

公　示　送　達　書

下記の書類について、地方税法第２０条の２及び香美市税条例第１８条の規定により公示送達する。

当該書類は、香美市役所において保管し、送達を受けるべき者から申出があったときは、いつでも交付する。

なお、当該書類を受領しない場合において、地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなされる。

令和8年11月9日　　香美市長　　依光　晃一郎

記

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名又は名称	備考
差押調書・充当通知書・配当計算書	ＳＡＷＡＴＷＯＮＧＣＨＡＩ　ＰＡＴＴＡＲＡＷＡＤＥＥ	

送達する書類の保管場所：高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号　税務課収納係：0887-53-1095